

答申第102号
平成27年9月7日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成27年8月25日付佐市福総第910号により諮問がありました「保健福祉総合システム（福祉総合窓口システム）における保有個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

1 個人情報の目的外利用にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、取扱に細心の注意を払い、システムを運用する上では、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めること。

答申第102号
平成27年9月7日

佐賀市教育委員会教育長
東島正明様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号に基づき、平成27年8月25日付佐市教委保幼第458号により諮問がありました「保健福祉総合システム（福祉総合窓口システム）における保有個人情報の目的外利用について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

なお、個人の権利利益の保護を図るため、特に次の点に配慮することを要望します。

1 個人情報の目的外利用にあたっては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、取扱に細心の注意を払い、システムを運用する上では、市民に対する説明責任を十分果たすよう努めること。